



## ■ 労働者派遣を行うための登録に関する規則

2021年4月24日に施行された改正連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)では、人材派遣を原則禁止し、専門的なサービスや派遣先の主要な経済活動に関わらない業務に係る人材の派遣は労働社会福祉省(STPS)への登録を行うことにより実施できるとされました。この登録に関する規則が、5月24日に官報公示され、翌日施行されました。また、登録のための専用ウェブサイトも開設されました。

専門的なサービス等において人材派遣を行う場合は、次のウェブサイト登録を行います。

<https://repse.stps.gob.mx/>

登録においては、電子署名(e.firma)が必要で、会社名(氏名)、住所、納税者番号(RFC)、定款、事業目的、社会保険庁(IMSS)の雇用主登録などの情報を入力し、これらの証憑をPDFまたはXMLでアップロードしなければなりません。

登録の可否は申請から20営業日以内に電子メールで通知されることとなっています。登録の通知には、登録番号や経済活動のフォリオなどが記されますが、これらは当該業務の提供のための契約書に記載しなければなりません。また、登録を行った事業者は、業務提供時には、IDコードやバッジ、ロゴなどを使用し、自身の労働者であることが分かるようにし、派遣先の労働者と区別できるようにしなければなりません。

登録は3年間有効であり、期限満了の3か月前から更新が可能です。

改正労働法第12条では、「subcontratación de personal」という言葉が使用される一方、同法第13条以降では「subcontratación」という言葉が使用されるのみであり、登録を要する事業者の範囲が人材派遣に限定されるのか、広く請負事業者を指すのか不明瞭でしたが、前述の登録専用ウェブサイトのQ&Aでは、サービスの提供のために、自身の労働者を第三者が利用できるようにする事業者のみが登録の対象であるとされており、専門的サービスの提供において人員の派遣が伴う場合のみ、登録が必要であると解されます。

また、派遣が認められる「専門的なサービスや派遣先の主要な経済活動に関わらない業務」については、当該規則において、「専門的なサービスや業務(Servicios u obras especializadas)」が「自身の活動によって取引相手先に付加価値を与えるものであり、当該活動を行うための許認可や認証、設備、技術、資産、機械、危険度、労働者の給与水準、経験などから特徴づけられるもの」と定義されましたが、依然、単純明快に判断できるものではなく、派遣元・派遣先間の取引内容を個々に検討し、判断する必要があると考えます。

## ■ メキシコの選挙権

2021年6月6日、連邦下院議員選挙と15州の知事選挙、その他の地方議会議員選挙などからなる選挙が行われました。そこで、簡単にメキシコの選挙権(選挙において投票する権利)を紹介します。

投票する権利は18歳以上のメキシコ市民(メキシコ人の地位を有する者)が有する権利です。憲法第35条において、選挙で投票する行為はメキシコ市民の権利として規定されると同時に、同法第36条でメキシコ市民の義務とされていることから、メキシコでは、選挙で投票することは権利であるとともに義務と考えられています。

なお、外国人の選挙権は認められていません。外国人は帰化によって、メキシコ国籍を取得することが可能であり、この場合は、選挙権も持つと考えられます。帰化は、①主管省から承認された場合、②メキシコ人と結婚し、メキシコ国内に居住地をもち、その他の要件を満たす外国人である場合となります。

## ■ 2021年5月の主な法律・規則等の改正・制定情報





公示日	施行日	法令・規則	
5月4日	5月5日	Ley de Hidrocarburos	改定
5月19日	5月20日		
5月20日	5月21日		
5月4日	5月5日	Ley de Migración	改定
5月20日	5月21日		
5月4日	5月5日	Ley General para la Prevención Social de la Violencia y la Delincuencia	改定
5月4日	5月5日	Ley General de Cultura y Derechos Culturales	改定
5月6日	5月6日	Acuerdo por el que se establecen medidas administrativas en la Secretaría de Economía, con motivo de la emergencia sanitaria generada por el coronavirus COVID-19	改定
5月17日	5月18日	Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	改定
5月28日	5月29日		
5月19日	5月20日	Ley Federal de Consulta Popular	改定
5月19日	5月20日	Ley Federal de Remuneraciones de los Servidores Públicos	制定
5月20日	5月21日	Ley de Aviación Civil	改定
5月20日	5月21日	Ley de la Fiscalía General de la República	制定
5月24日	5月25日	Acuerdo por el que se dan a conocer las disposiciones de carácter general para el registro de personas físicas o morales que presten servicios especializados o ejecuten obras especializadas a que se refiere el artículo 15 de la Ley Federal del Trabajo	制定
5月24日	5月25日	Reglamento de la Ley Orgánica del Instituto Nacional de Antropología e Historia	制定
5月27日	5月28日 (一部除く)	Reglas Generales de Comercio Exterior para 2020	改定
5月31日	6月1日	Reglamento de Insumos para la Salud	改定

## ■ ご案内

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

また、弊事務所は、本年度も、ジェトロの中小企業海外展開現地支援プラットフォームコーディネーターに選任されました。当プラットフォームは中小企業の皆様の海外ビジネス展開に関する様々なご相談対応・課題解決に向けた支援サービスです。詳細は最寄りのジェトロ事務所にお問い合わせいただくか、次のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/services/platform/>

	<h3>TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)</h3>	
	<p>Address</p>	<p>Contact</p>
	<p>Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.</p>	<p> (+52) 55-5464-2616</p> <p> info@tnygroup.biz</p> <p> <a href="https://www.tny-mexico.com">https://www.tny-mexico.com</a></p>